

令和 7 年度 高知県高次脳機能障害支援養成研修（基礎研修及び実践研修）開催要領

1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

2 実施機関

高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課（高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号）

高知県高次脳機能障害支援拠点センター 青い空（高知市廿代町 2-22）

3 内容

令和 6 年 2 月 19 日付障障発・障精発 0219 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（別添）高次脳機能障害支援養成研修実施要綱（以下、「国要綱」という。）4 で規定されているカリキュラムに準ずる内容とする。

4 対象者

（1）基礎研修

- ・高知県内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療機関等職員
- ・高知県内の行政職員（医療・保健・障害福祉分野）

（2）実践研修

- ・基礎研修を修了した者で、サービス管理責任者、相談支援専門員などの立場から高次脳機能障害者の支援に従事する者又は今後従事する予定のある者。

5 定員

基礎研修・実践研修とも各 50 名程度

※定員を超える申込みがあった際は主催者にて受講者を選定する。

（サービス種別、当研修に係る加算の取得状況、事業所の過去の研修終了状況、高次脳機能障害の方への支援の有無、事業所内の優先順位等を考慮して受講者を決定いたします。）

6 日時・研修方法等

受講区分 A（加算対象）

（1）基礎研修

【基礎講義】

- ・日 時：令和 7 年 8 月 25 日（月） 9：30～16：30

- ・研修方法：ライブ配信（zoom）の視聴による研修

※講義動画の ID 等は申込者メールアドレスあてに別途送付。

【基礎演習】

- ・日 時：令和 7 年 8 月 27 日（水）9:30～16:30

- ・研修方法：集合研修

- ・会 場：高知市春野文化ホールピアステージ 小ホール

（高知県高知市春野町西分 340 番地）

※受講資格：基礎講義を受講したと実施機関が認定した者。

※詳細は「基礎演習受講者決定通知」に併せて通知予定。

（2）実践研修

【実践講義】

- ・日 時：令和 7 年 9 月 9 日（火）9:30～16:30

- ・研修方法：ライブ配信（zoom）の視聴による研修

※講義動画 URL は申込者メールアドレスあてに別途送付。

- ・受講資格：基礎研修を修了した者。

※基礎演習の全日程を受講することで基礎研修を修了したこととする。

【実践演習】

- ・期 日：令和 7 年 9 月 11 日（木）9:30～16:30

- ・研修方法：集合研修

- ・会 場：高知市春野文化ホールピアステージ 小ホール

（高知県高知市春野町西分 340 番地）

- ・受講資格：基礎研修を修了している者かつ、実践講義を受講したと実施機関が認定した者。

7 内容

別紙カリキュラムのとおり。

8 受講料

無料

9 受講申込み

（1）申込方法

以下の申込フォーム URL 又は QR コードより必要事項を記入して申し込み。

<https://forms.gle/QvpHmuk4paq2lceT9>



(2) 申込期間

令和7年7月9日(水)～令和7年8月8日(金)17時まで(厳守)

10 修了証書の交付

全ての研修修了者には、国要綱に定める内容に準ずる研修を受講したものとして県が修了証書を交付する。

11 その他留意点

- ・研修中の録画・録音・撮影は一切禁止とする。
- ・受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報厳重に管理し、研修以外の目的では使用しない。
- ・遅刻・早退・欠席若しくは受講態度不良により研修内容が十分習得されていないと認められる場合には欠席扱いとし、修了証書の交付はしない。
- ・本研修(基礎研修及び実践研修の双方修了に限る)は、「高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定要件を満たす研修である。
- ・今年度、受講を修了された方には、次年度以降の高次脳機能障害支援養成研修会において、講師やファシリテーターを依頼する場合がある。

12 問い合わせ先

- ・高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課：088-823-9669